

## 「職場」という空間に見るジェンダー

06L004 飛鳥 雄太

2年生の1年間を通してヴァージニア・ウルフ（1882-1941）の著書、『自分だけの部屋』（1929）、『3 ギニー』（1938）を読んできた。そこでウルフはオックスフォード・ケンブリッジを中心としたイギリスの大学、また政治の場、経済の場、そして宗教の場など、さまざまな空間において、どのようにジェンダーの違いが表れているかを詳細に分析している。例えば大学に関して言えばイギリスの女性は学生としてその施設を利用することは認められていなかった。現在、私が生きてきた人生の中でも「男性」と「女性」の間にある格差や扱いの違いを感じる体験をしたことがある。その体験をもとに、ある空間や場所こどのような歴史や考え方が反映されているのか以下に述べていく。

初めに私は男性であるが、男性の社会的地位は女性より上であるという意識が長い間、多くの人々の中に、そして現在でも一部の人々の中にあると思う。私の体験の中でも、男性であるがゆえに「優位」に立たされたことがある。それは私が高校一年生で、アルバイトを始めたときのことである。そのアルバイトの募集条件には「男性のみ」という項目があった。私は単純に自分は「ラッキー」だと思ったが、もしある女性がこのアルバイトを希望していたとしても、面接を受ける以前に条件が満たされず、この仕事に就くことはできなかったであろう。私は自分が「優位」に立っていたことについて幸運だと思った反面、申し込むことすらできない女性に対して申し訳ない気持ちも感じた。これは自分が初めてジェンダーに伴う「格差」を認識させられた体験であった。ある人が性が違うだけで「優位」に立ち、逆に性が違うだけで「下」の地位に甘んじ、悔しい思いをしなければならぬ。こうした「格差」が男性と女性の間でジェンダーに関する問題を引き起こすのだと私は感じた。

私がこの体験をした場所は、とあるホームセンターである。そのホームセンターでは店長は男性で、他の社員のほとんどが男性であった。ごくわずかだが女性たちもいて、彼女たちは十分にパソコンを使いこなせる人たちであった。アルバイトも何人かいて、女性アルバイトは全てレジを担当していた。私がそこで行った仕事内容は、重い土や肥料、ブロックを運ぶという力仕事を中心だった。このようにレジのような仕事は女性、力仕事は男性という職種についてもジェンダーによる役割分担がこのホームセンターでは見られた。ここに限らず「職場」という空間に置いては、女性が就労するのに不利な職種がある。例えば、力仕事は制限されるであろう。最近では、工事現場でも女性を見かけるが、工事現場は「男の職場」という意識が多くの人々の中にはあるのではないだろうか。

このような職場における役割分担が生まれる背景にはどのような考え方や歴史があるのだろうか。労働における「差別」に関しては多くの制度が改善されてきた。しかしながら人々の意識としては、まだ男性が優遇されていると感じる人が多い傾向があるようだ。実際、男性の55.5%、女性の62.8%が職場において男性が優遇されていると感じているらしい<sup>(1)</sup>。実際この法や制度が改正されても、人々の意識の持ちようが現在でも職場における「差別」を持続し、女性の就職そのものを困難にしているのではないかと考えられる。また一見すると性差別的ではないものの、体力の有無や長時間勤務を条件とすることによって、結果的に片方の性を排除することもある。私がアルバイトをしたホームセンターでも私はたくさんの力仕事を任された。一方、同じ職場でも女性社員やアルバイトの女子高生たちはパソコン作業やレジなど体力をあまり使わない仕事の内容であった。このような間接的な差別の存在は、2007年4月施行の改正男女雇用機会均等法によって制度的には改善へと向かった。

体力の違いの他、女性にとって大きな問題は妊娠・出産であろう。妊娠・出産時には行動が制限され、そのとき女性は長期休暇を取るか、場所によっては退職を選択しなければならないだろう。実際に私がホームセンターで働いていたとき、一人の女性社員が妊娠に伴い仕事を辞めた。彼女が辞めるとき店長は困ったような表情をしていたことを覚えている。男女雇用機会均等法により1986年以降は、結婚・出産を理由に会社側が退職を迫ることは違法となっている。しかしながら職場によっては、慣行として結婚・出産によって退職する、あるいはしなければならないという雰囲気が残っているのが現状である。子供は生みたいが仕事も続けたいと願う女性は、多くの場合、仕事を諦めるだろう。会社側からすれば、せっかく戦力となっていた社員に急に辞められたら困るので、女性を採用するときにはかなり慎重になるであろう。こうしたことが、就職、採用条件が女性にとって厳しいものになっていくのではないかと私は考える。あのときの店長の困った表情の理由が今、理解できる気がする。

仕事と子育ての両立に関する問題を解決するため、1975年に女性教師、看護婦、保母などを中心に育児休業法が成立した。1995年には育児休業法が改正され、介護休業も法制化された。また、1997年には男女共同参画審議会設置法が制定され、男女雇用機会均等法が改正されるなど、働く女性に関する法や制度は徐々に整備されてきた。しかし、女性が抱える仕事と子育ての両立にはまだまだ厳しい環境であると私は考える。やりがいを感じて仕事を続けている女性、生活のため、必要にせまられて仕事をしている女性、どちらであれ、妊娠・出産は仕事を継続する上で大きな転機となる。また育児休業法が制定されても、その期間は職場を離れなければならない女性にとっては、職業の上では男性よりも不利になる。

近年では、少子化の防止を目的とし、男性の育児休暇が認められる企業も増えてきている。パートナーの男性が育児に関わることにより、女性は仕事を辞めなくて済むであろう。しかしながら、果たして男性自身が育児休暇を取ることを希望するか、あるいは取りやすい職場であるかについては、まだ多くの問題があると考えられる。女性が育児をするのが当たり前という、日本の社会の考え方は、男性と女性のジェンダーによる役割分担が強く反映している部分である。私は、もっと男性の育児休暇を認める企業が増えてほしいと願っている。

女性の就職が制限される、そんな世の中に不満を持った女性たちは、「もっと私たちにでもできることがある」と主張し、社会進出を遂げてきた。1930年に初の女性医学博士が、1931年に東京初の女性小学校校長が、1936年に初の女性薬学博士が誕生するなど、女性の社会進出は一步一步歴史を刻んできた。ウルフのエッセイにもイギリスにおける女性の参政権運動について触れられているが、日本では1945年12月には衆議院議員選挙法が改正され、初めて婦人参政権が認められた。1947年には、男女平等を保障した日本国憲法が施行され、同年、国連に婦人委員会が、労働省に婦人少年局が新設された。また、2005年12月に第二次男女共同参画基本計画が策定され、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が30%以上になるような取組みを推進することが明言されている<sup>10</sup>。私の勤めたホームセンターの店長は男性であった。店の従業員の中で一番上の地位である店長はほとんど男性なのではないかと思われる。指導的地位に立つ人間は男性であるべきだ、という考え方は人々の意識に深く根付いているのではないか。そのような意識こそが、女性が指導的地位に昇格するのを難しくしているのではないだろうか。私はあるラーメン屋で別のアルバイトをした際、自分でもこうした意識を持っていることを実感した。そのラーメン屋の店長は女性であった。それを知った私は「珍しい」という印象を持ったのだ。私にも店長は男性であるという先入観が根付いていたのだ。その女性店長の下で実際に働いてみて、女性でも有能な店長になれるのだと私は感じた。指導的地位は男性であるべき、という人々に根付いた意識や先入観が取り除かれれば、男女共同参画基本計画のように2020年には指導的地位に女性が占める割合が実際にもっと増えるだろう。

ウルフのエッセイにも述べられているように女性たちは社会における自分たちの立場を変えるため、様々な行動や運動を展開してきた。その結果、男女平等の精神が少しずつ実践に移されてきている。しかしながら、

私がジェンダー間にある格差を身近に体験した「職場」では、女性の社会進出がどんどん進み中で今尚、女性の就職を困難にする「意識」が深く根付いていた。整えられた法や制度がその目的通り、女性と男性の隔てを無くしていくことが今後の課題であろう。女性も社会進出をし、性に関わらず、それぞれにできることをして男女が協力し合い、ジェンダー格差をあまり感じない社会を築き上げていけたらと思う。自分も含めて、人々の意識の中にはジェンダーに関する偏見や先入観が残っている。そうした意識が変わっていくのは時間がかかると思うが、いつの日か人々がジェンダー格差を感じなくなるような世の中になって欲しいと思う。私が就職して、やがて他の人の上に立つときは、女性と共に、ジェンダーが違ってもお互い良い意味で共存していける世の中を築き上げていきたいと考えている。

#### 註

- (1) 女性労働問題に関しては、以下URLを参照した。<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A5%B3%E6%80%A7%E5%B7%AE%E5%88%A5>  
(閲覧日 2008年1月14日)
- (2) 上記URLを参照。

#### 参考文献

- ウルフ、ヴァージニア著、川本静子訳 『自分だけの部屋』みすず書房、1999年。  
——、 出渕敏子訳 『3ギニー』みすず書房、2006年。

(レポート指導教員 杉村 使乃)